金融円滑化にかかる基本的方針、体制の概要および実施状況

平成29年 4月28日 グリーン長野農業協同組合

当組合は、農業者等の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取組んでおります。

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」(以下「金融円滑化法」という。)は終了しましたが、引き続き当会の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

1 金融円滑化にかかる措置の実施に関する方針の概要

当組合では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本的方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

平成25年4月1日 JAグリーン長野

金融円滑化にかかる基本的方針

JAグリーン長野(以下,「当JA」といいます。)は,農業者の協同組織金融機関として,「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を,「当JAの最も重要な役割のひとつ」として位置付け,当JAの担う公共性と社会的責任を強く認識し,その適切な業務の遂行に向け,以下の方針を定め,取組んでまいります。

- 1 当 J A は,お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には,お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ,できる限り,柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当JAは,事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み,お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めます。

また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めます。

- 3 当JAは,お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には,お客さまの経験等に応じて,説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めます。また,お断りさせていただく場合には,その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当JAは,お客さまからの,新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ,相談及び苦情については,公正・迅速・誠実に対応し,お客さまの理解と信頼が得られるよう努めます。
- 5 当JAは,お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み,事業再生ADR手続の 実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構 からの債権買取申込み等の求めについて,関係する他の金融機関等(政府系金融機関等,信

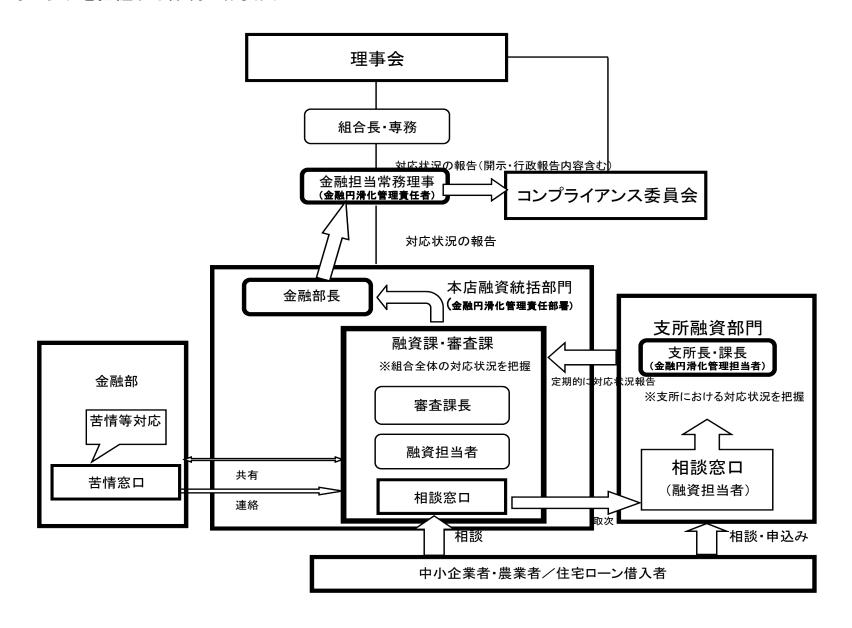
用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。)と緊密な連携を図るよう努めます。 また,これらの関係機関等から照会を受けた場合は,守秘義務に留意しつつ,お客さま同 意を前提に情報交換を行い,連携を図るよう努めます。

- 6 金融円滑化管理に関する体制について 当JAは,お客さまからの上述のような申込みに対し,円滑に措置をとることが出来るよう,必要な体制を整備いたしております。 具体的には,
- (1)組合長以下,関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて,金融円滑 化にかかる対応を一元的に管理し,組織横断的に協議します。
- (2)信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として,当JA全体における金融円滑化 の方針や施策の徹底に努めます。
- (3) 各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当JAは,本方針に基づく金融円滑化管理態勢について,その適切性および有効性を定期 的に検証し,必要に応じて見直しを行います。

2 金融円滑化にかかる措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当組合では金融円滑化にかかる措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- (1)組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、当組合の 金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。 また、協議内容については、定期的に理事会へ報告することとしております。
- (2)信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」、金融部を「金融円滑化管理責任部署」 として、当組合全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- (3) 各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化にかかる対応 状況を把握し、金融部へ報告することとしております。
- (4)各支所では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は 5年間保存することとしております。



3 金融円滑化にかかる措置に関する苦情相談を適切に行うための体制の概要

- (1)お客さまからの、金融円滑化にかかるご相談の窓口を金融部に設置しているほか、各支 所においても承っております。
- (2)お客さまからの、当組合の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、金融部に 受付窓口を設置しております。また、各支所で苦情を受けた場合には、当組合所定の手続 きに従って、速やかに金融部に連絡し、金融部と各支所が連携のうえ、適切な対応を実施 する体制を整備しております。

お客様のためのご相談窓口

店舗 所在地 相談窓口 電話番号												
所在地	相談窓口	電話番号										
長野市篠ノ井布施高田961-2	審査課	026-292-0552										
<i>"</i> 944	融資課	0120-915-848										
" 塩崎角間3371	金融共済課	026-292-2206										
" 二ツ柳654	"	026-292-0134										
" 有旅1192-1	"	026-292-0217										
" 岡田1147-5	"	026-292-2081										
# 東福寺1823-1	"	026-292-1211										
" 信更町田野口800	"	026-299-2211										
" 安庭1010	"	026-299-2221										
" 大岡乙367	"	026-266-2231										
" 松代町松代163-9	融資課	026-278-2601										
" 川中島町今井7-2	金融共済課	026-284-4407										
" 御厨1200	"	026-284-4052										
" 上氷鉋1389	"	026-284-4032										
" 稲里町下氷鉋417	融資課	026-284-3038										
"青木島町大塚1486	金融共済課	026-284-2011										
" 真島町真島2295-1	"	026-284-2004										
" 若穂川田3285-1	"	026-282-2023										
" 綿内8496-1	"	026-282-3511										
	長野市篠ノ井布施高田961-2	長野市篠ノ井布施高田961-2 審査課 # 944 融資課 # 塩崎角間3371 金融共済課 # 二ツ柳654 # # # # # # # # # # # # # # # # # # #										

(ご相談受付時間:9時~17時)

貸出条件変更等に係るご意見・苦情については、金融部にてお受けいたします。 苦情相談窓口 TEL026-292-0552 (受付時間:9 時~17 時)

4 金融円滑化にかかる措置をとった後において、当該措置にかかる中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- (1)金融円滑化責任部署を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組みます。
- (2)特に、農業者のお客さまに関しては、当組合の営農部門とも連携し、経営相談等行う体制を整備しております。
- (3) また、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当組合職員に対し、 必要な研修、指導を行っております。

5 貸付条件の変更等の実施状況

〇貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数 〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位:件)

		平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	10	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	
	うち、実行に係る貸付債権の数	9	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	うち、謝絶に係る貸付債権の数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	うち、審査中の貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

〇貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数 〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:件)

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	10) 11	11	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
うち、実行に係る貸付債権の数	10) 11	11	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
うち、謝絶に係る貸付債権の数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0